

国際民主法律家協会 (IADL) は、人権理事会に対して、2017年6月15日に日本の国会で採択された、いわゆる「共謀罪法案」が人権保障にとって否定的影響を持つことについて注目するよう呼びかける。

法案は広汎な抗議がある中で、通常は本会義の投票の前になされる委員会での承認を省略するという異例な方法で成立した。これは、争いのあるテーマについての議会での十分な討論の促進という点からも問題である。

政府は、この法案を採択することは、国内法を国連国際組織犯罪条約に適用する上で、そして2020年の東京オリンピックを迎えるにあたってのテロの危険に対応するために、必要だと言った。法案の中では、テロリストグループや他の組織犯罪グループは、放火や著作権違反までの277の犯罪に関する計画と準備行為に関し罰せられることになっている。

法律専門家は、このような法律を追加して創設することの適切性と必要性について疑問を投げかけている。さらに、プライバシー権に関する国連特別報告者、ジョセフ・カナタッチ氏が2017年5月18日に日本政府宛にあてた書簡では、法案はプライバシー権と表現の自由に対する不当な制限になる可能性がある、と指摘されている。「組織犯罪集団」の定義のあいまいさは、安全保障のセンシティブな領域におけるNGOの活動に対する監視を合法化する機会を与えることになる。

日本政府は、特別報告者の正当な懸念に正面から答えずに、「明らかに不適切」と言って受け付けなかった。安倍晋三首相は、カナタッチ氏の評価を「極端にバランスを欠いている」と言って公然と非難し、特別報告者の言動を「客観的な専門家のものではない」とした。このような攻撃的な言動は、日本政府の国連特別報告者制度に対する重大な侮辱である。特に日本は、他のすべての国連加盟国の人権尊重を推進すべき人権理事会の理事国の一つなのであるから、許されるべきものではない。

IADLは、テロリズムに対抗する上では国際人権法の義務を遵守することが何よりも優先しなくてはならないと強調するとともに、日本の国会に対してはいわゆる共謀罪法案を廃止するとともに、人権理事会に対しては、日本政府に対して、仮に特別報告者に好まない評価をされた場合や実際にされた場合でも、特別報告者の権限と権威を尊重するように呼びかけることを要望する。

2017年6月15日 国際民主法律家協会 (IADL BUREAU)